

登米市 中小企業・小規模企業振興基本条例

令和3年（2021年）4月1日 施行

登米市では、中小企業・小規模企業の振興に向けた施策を総合的に実施するため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力、市民の理解及び協力、施策の基本方針等を定めた「登米市中小企業・小規模企業振興基本条例」（施行：令和3年4月1日）を制定しました。



登米市

中小企業・小規模企業振興基本条例とは

この条例は、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展を促進し、特に経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の持続的発展を図ることを目的として制定されたもので、基本理念、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力、市民の理解及び協力、施策の基本方針等を定めています。



登米市ではこの条例を基本に中小企業・小規模企業の振興を推進していきます。

なぜ、この条例が必要なのか

本市の事業者の9割以上を占める中小企業者及び小規模企業者は、これまで経済活動及び地域の文化等において重要な役割を果たし、まちづくりの担い手として雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらしてきました。



近年、経営者の高齢化、人口減少による労働力確保、大規模自然災害や新型コロナウイルスによる急激な経済状況の変化など中小企業者及び小規模企業者の自主努力だけでは解決できない課題が増えてきているものの、これまでも増して大きな役割を果たしていくことが強く期待されています。

本市経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活の向上に繋げていくためには、中小企業者及び小規模企業者を地域全体で支援し、中小企業・小規模企業の振興を図ることが不可欠であり、その振興に向けた基本理念等を明確にし、施策を総合的に実施するため、この条例が制定されました。



中小企業者・小規模企業者とは

- 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号において、下記のとおり規定されています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中小企業者

- 小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項において、下記のとおり規定されています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下
商業・サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下

小規模企業者

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

基本理念

条例第3条

- 中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力並びに創意工夫を尊重します。
- 関係者が一体となり、本市の魅力創造しながら、中小企業・小規模企業の振興を推進します。

関係者それぞれの役割は？

条例第4条から第10条



登米市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業振興団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の振興を行う団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関等 大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力並びに創意工夫を尊重するとともに、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業振興団体、大企業者、金融機関等、教育機関等及び市民が一体となって、国、県その他関係機関等との連携のもとに、地域をあげた魅力の創造に関する施策を推進することを基本とする。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握するとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置を講じるよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

- 第5条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に対応するため、自主的な経営の改善及び向上に努めるものとする。
- 2 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模振興団体の役割)

第6条 中小企業・小規模振興団体は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善並びに向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の持続的な発展に関して重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携並びに協力に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新並びに経営基盤の強化に取り組むことができるよう、中小企業者及び小規模企業者の資金需要に適切に対応するほか、経営相談等の支援に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、研究開発、技術の向上及び人材の育成に関して、中小企業者及び小規模企業者との連携並びに協力に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業者及び小規模企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
- (1) 多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の継続的かつ積極的な活用、販路の開拓及び資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化並びに健全な発展を促進すること。
 - (2) 事業承継及び創業促進への支援並びに人材育成及び雇用の安定に向けた相互の連携を推進すること。
 - (3) 工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関すること。

(小規模企業者の特性に応じた支援)

第12条 市は、小規模企業者がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を実施するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

登米市産業経済部地域ビジネス支援課

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地

TEL:0220-34-2706 FAX:0220-34-2802

メールアドレス:chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp